

第2項 社会体育指導者

1. 現状と課題

(1) 県における社会体育指導者

県における社会体育に関する行政指導は教育庁保健体育課—各教育事務所—各市町村の手順で進められており、社会体育関係指導者数は、表4-4-6のとおりである。専任の社会体育指導者は、教育庁保健体育課が指導主事2名であり、各教育事務所においては0であり、保健体育担当指導主事が、学校体育、保健、安全、給食等の用務に加えて、社会体育関係用務を担当している現状である。

従って、今後、社会体育の振興、発展を図るため、教育庁保健体育課においては、専任の社会体育指導主事の増員を図るとともに、各教育事務所においては、その配置に努める必要がある。

(2) 市町村における社会体育指導者

県内市町村において、保健体育課を置いているのは5市のみである。多くの市町村においては教育委員会内に係を設け、体育行政を行っている。社会体育専任指導者は、表4-4-7のとおり、常勤者は、派遣社会教育主事（スポーツ担当）を含め46人である。殆んど市町村においては、兼任の社会体育指導者を配置している現状である。

このような専任の社会体育指導者の不足を補うため、昭和50年度より、派遣社会教育主事（スポーツ担当）制度が実施され、現在7人が3年の派遣期間で派遣されている。この派遣期間終了までに、当該市町村にあつては、社会教育主事を設置することが要請されている。なお、派遣社会教育主事（スポーツ担当）の派遣については、それを望む市町村が多く、要請に応じきれない現状にある。

体育指導委員は、スポーツ振興法(昭和36年法律141号)に基づいて設置されているが、表4-4-8のとおり、昭和51年度においては1,193人である。

体育指導委員の任務は、市町村の行う体育・スポーツ振興事業の企画に参画するほか、住民に対しスポーツ実技の指導、その他のスポーツに関する指導、助言を行うものであり、地域スポーツ普及、振興の中核となっている。

民間スポーツ指導者は、表4-4-8のとおりであるが、地域住民の多様化したスポーツ欲求に対し、スポーツ関係団体は、それぞれスポーツ指導者の養成に努めているものの、このなかに

表4-4-6 県における社会体育指導者

(単位：人)

職名	事務所等	県教育庁	保健体育科	県教育事務所北	県教育事務所中	県教育事務所南	会教育事務所津	南教育事務所津	相教育事務所双	い教育事務所わ	き教育事務所
主幹 (兼任)		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指導主事 (兼任)		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
主事		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注：「保健体育課調査」(昭51)による。

表4-4-7 市町村における社会体育専任指導者

(単位：人)

保健体育課	設置市町村	指導主事	有者を含む 教員免許状所	社会教育主事 (市町村職員)	派遣社会主事	教育主事 (スポーツ担当)	市町村の 命・非常勤 指導主事
5	13	26	7	1,139			

注：1. 「保健体育課調査」(昭51)による。
2. 社会体育施設の指導者を含む。